

水戸市公告

水戸市電気自動車用充電設備更新等業務プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和8年3月27日

水戸市長 高橋 靖

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

水戸市電気自動車用充電設備更新等業務プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

(3) 業務期間

業務期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上10年以内とし、業務期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

(4) 参加申込書の提出期限

令和8年4月20日（月） 14時まで

(5) 企画提案書等の提出期限

令和8年4月20日（月） 14時まで

(6) 事業者の選定方法

水戸市電気自動車用充電設備設置等業務事業者選定委員会による書類選定を実施し、提案を総合的に判断して水戸市総合運動公園及び水戸市立競技場の最優秀事業者をそれぞれ選定するものとする。

なお、いずれかのプロポーザルにおいて、最優秀事業者に選定されたときでも、同時に実施する他のプロポーザルにおいて、最優秀事業者に選定できる。

(7) その他

詳細については、「水戸市電気自動車用急速充電設備更新等業務（水戸市総合運動公園）プロポーザル実施要領及び水戸市電気自動車用充電設備更新等業務（水戸市立競技場）プロポーザル実施要領」及び「水戸市電気自動車用充電設備更新等業務（水戸市総合運動公園）仕様書及び水戸市電気自動車用充電設備更新等業務（水戸市立競技場）仕様書」のとおり。

当該実施要領、仕様書及び提出書類等については、水戸市ホームページ内の「水戸市電気自動車用充電設備更新等業務に係るプロポーザルを実施します（/page/122370.html）」よりダウンロードすること。

2 書類の提出先及び問合せ先

水戸市生活環境部環境保全課

(住所) 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

(TEL) 029-232-9154

(FAX) 029-232-9236

(E-mail) environmental@city.mito.lg.jp